

《 院 内 掲 示 》

平成18年3月6日付厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は、下記のとおりです。

【入院基本料に関する事項】

●地域包括ケア病棟（2階・3階 南病棟49床）・・・13：1

日勤時間帯：午前8時30分～午後5時00分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は6.0人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は12.0人以内です。

夜勤時間帯：午後4時30分～午前8時30分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は24.5人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は49.0人以内です。

●療養病棟（2階・3階 東病棟30床）・・・20：1

日勤時間帯：午前8時30分～午後5時00分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は10.0人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は10.0人以内です。

夜勤時間帯：午後4時30分～午前8時30分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は30.0人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は30.0人以内です。

【厚生局長への届出事項に関する事項】

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◇基本診療の施設基準に係る届出

・地域包括ケア病棟入院料1	・療養病床入院基本料1
・看護職員配置加算（地域包括ケア病棟）	・療養病棟療養環境加算1
・看護補助体制充実加算1（地域包括ケア病棟）	・在宅復帰機能強化加算（療養病棟）
・入退院支援加算2	・診療録管理体制加算3
・総合機能評価加算	・認知ケア加算3
・機能強化加算	・医療安全対策加算2
・感染対策向上加算3	・医療安全対策地域連携加算2
・感染対策向上加算3（連携強化加算）	・データ提出加算1
・感染対策向上加算3（サーベイランス強化加算）	・栄養サポートチーム加算
・協力対象施設入所者入院加算	・情報通信機器を用いた診療に係る基準

◇特掲診療料の基準に係る届出

・脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ	・運動器リハビリテーション料Ⅱ
・呼吸器リハビリテーション料Ⅱ	・CT撮影及びMRI撮影
・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）	・ニコチン依存症管理料
・在宅療養支援病院	・医療機器安全管理料1
・在宅がん医療総合診療料	・導入期加算1
・在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時医学総合管理料	・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	・医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に上げる手術
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	・往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算
・入院ベースアップ評価料32	
・リハビリテーションデータ提出加算	・二次性骨折予防継続管理料

◇その他

入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

また照明及び給水等に関し適切に管理しています。

【保険外負担に関する事項】

別紙掲示（保険外負担金 料金表）によりご確認いただくか又は医事課にお尋ねください。

【特定療養費に関する事項】

・特別の療養環境の提供(室料差額)

当院では以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

病室	料金(1日あたり、消費税込)
南病棟 個室(201・202・208・301・302)	11,000円
南病棟 個室 トイレ有(315・316)	16,500円
南病棟 2人部屋	5,500円
東病棟 個室	7,700円

鎌倉ヒロ病院

2026年4月1日現在